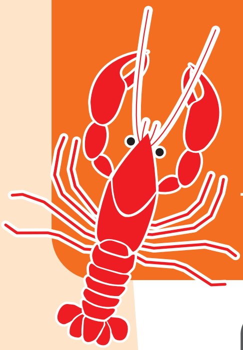

アメリカザリガニを野外に放さないで！

外来生物法に基づき条件付特定外来生物*に指定

＊特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

令和5年6月1日から規制スタート

アメリカザリガニは日本全国に広く定着し、水生植物を消失させたり水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こすなど、生態系等へ大きな被害を与えています。また、ザリガニペストや白斑病などを保菌し、ニホンザリガニを含む在来甲殻類に大きな影響を与える可能性があります。

参考 Youtube 動画

一般向け　児童向け

本州以南の野外にいるザリガニのほとんどはアメリカザリガニの可能性が高い！

手続きなしでできること

- 一般の方がペットとして飼育することができます。
- 水族館や学校等での飼育については、アメリカザリガニが逃げ出さないような施設で飼育することが必要です。（裏面参照）
- 飼えなくなった場合などに、責任をもって飼える人に無償で、譲ったり、譲り受けることができます。

法律で禁止されること

- 生きた個体を野外に逃がしたり、放したりすることは禁止されます。適切な飼育を行わずにアメリカザリガニが逃げ出した場合でも違法となります。
- 生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・頒布を目的とした飼育等が禁止されます。
- 無償であっても、生きた個体を広く配ること（頒布）は禁止されます。（例：景品やおみやげとして配るなど）
- 冷凍や加工などをして販売するために商業的繁殖を行うことも禁止されます。

※ 目的次第では許可を受けることにより可能となる場合もあります。
※ これらに違反した場合は罰金・罰則の対象となります。

飼育

放出

販売・購入

もともと日本に生息するザリガニはニホンザリガニの1種類のみです。ニホンザリガニは、東北地方の一部と北海道にのみ分布し、水が冷たくきれいな場所に生息しています。

アメリカザリガニ以外の外国産ザリガニは、2020年11月2日までに全種が特定外来生物（適用除外なし）に指定されているため、飼育等は規制されています。

最後まで責任をもって飼育し続けましょう

飼育が面倒になったから、飽きたから、邪魔になったから、引っ越し先に連れていくのが大変だから、といった理由で飼育を放棄しようとしていませんか？
どのような理由であっても、野外に放したり逃がしたりすることは違法となります。
あなたが生きものを放すことにより、他の生きものの命が奪われてしまうかもしれません。

環境省

現在、アメリカザリガニを飼育している方へ

- 決して野外に放さないでください。寿命を迎えるまで大切に飼育してください。
- 下の「飼育のポイント」を参考にして、アメリカザリガニが自力で逃げ出さないような方法で飼育してください。
- 繁殖させることに規制はかかりませんが、繁殖すると500個以上の卵が産まれてしまいます。増えた個体を放すことも禁止されますので、寿命を迎えるまで飼育することが必要です。

逃がさないための飼育のポイント

水槽などの容器で飼育している場合

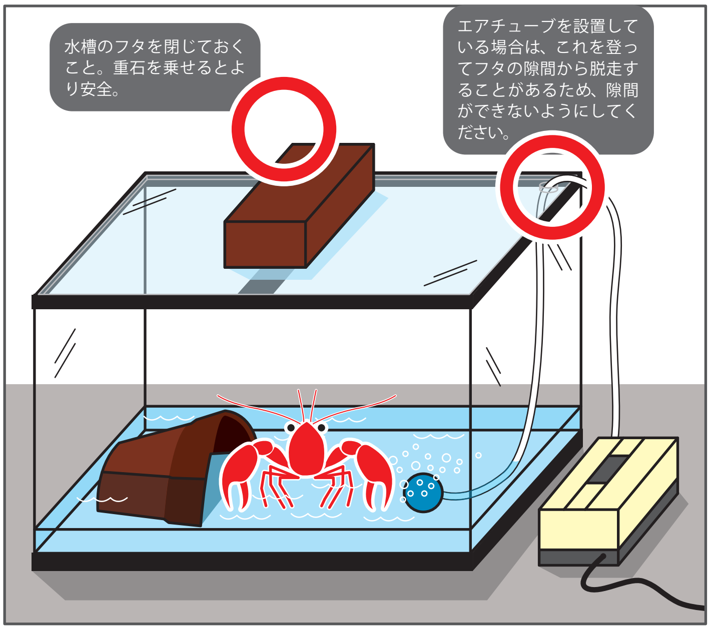

庭の池などで飼育している場合

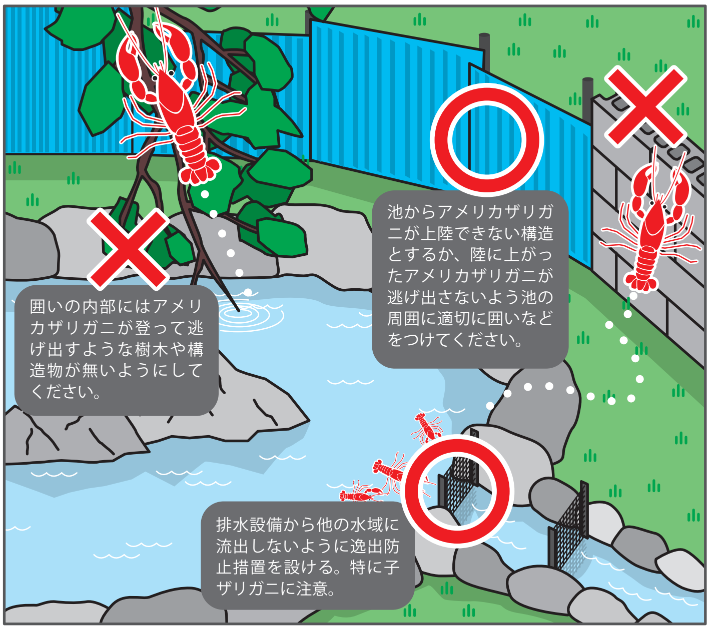

これからアメリカザリガニを飼育したいとお考えの方へ

飼う前にもう一度よく考えましょう

- ペットとして新たに購入することはできません。他者から譲り受けたり、野外で捕まえてきて飼育することはできますが、いったん飼育し始めた個体を野外に放すことは法律で禁止されます。野外で捕まえたものを安易に持ち帰ることのないようにしましょう。
- アメリカザリガニは飼育下では5年程生きる可能性があります。飼い続けることができなくなり、新しい飼い主も見つからない場合、どうしますか？野外に放すことは許されません(法律違反となります)。ザリガニが寿命を迎えるまで本当に飼い続けることができるのか、迷いや心配があれば、飼わないことを決断することも大切です。

どうしても飼い続けることができなくなった場合

ご自身で譲渡先、引取り先を探してください。

譲り渡す際には、譲渡する相手に最後まで飼い続けること、決して野外に放してはいけないこと等を必ず伝えてください

アカミミガメも条件付特定外来生物に指定されます ▶

規制に関するご質問・ご相談は地方環境事務所へ

北海道地方環境事務所	011-299-1954	中部地方環境事務所	052-955-2139	四国事務所	087-811-6227
釧路自然環境事務所	0154-32-7500	信越自然環境事務所	026-231-6573	九州地方環境事務所	096-322-2413
東北地方環境事務所	022-722-2876	近畿地方環境事務所	06-6881-6505	沖縄奄美自然環境事務所	098-836-6400
関東地方環境事務所	048-600-0817	中国四国地方環境事務所	086-223-1561	通話料・通信料は利用者負担となります	

規制に関する詳細はこちら

逃がさないための飼育の基準の詳細はこちら

アメリカザリガニの情報はこちら

地方事務所の連絡先はこちら